

輸入の禁止の除外基準（輸出国での措置）の対象の見直し
（規則別表2の2関係）

1. 規則別表2の2について、次のとおり改正する（下線部が追加箇所、取消線が削除箇所）。

地域	植物	基準	改正の理由
一 (略)	あかてつ、アビウ、あんず、いちじく、かき、カンポマネシア・キサントカルパ、キウイフルーツ、クリソフィルム・ゴノカルプム、 <u>こだちとまと</u> 、 <u>ごれんし</u> 、 <u>さくらんぼ</u> 、 <u>ざくろ</u> 、サポジラ、ジジフス・ジョアゼイロ、ズエラニア・グイドニア、せいようすもも、なし、びわ、フェイジョア、ぶどう（付表第一に掲げるものを除く。）、まるきんかん、マンゴウ（別表二の付表第四十三、第五十一及び第五十三に掲げるものを除く。）、もも、ももたまな、りんご、 <u>きいちご属植物</u> （付表第三に掲げるものを除く。）、 <u>コーヒーノキ属植物</u> 、 <u>すのき(こけもも)属植物</u> （付表第四に掲げるものを除く。）、 <u>にんめんし属植物</u> 、 <u>ばんじろう属植物</u> 、 <u>ばんれいし属植物</u> 、 <u>ふともも属植物</u> 、 <u>みかん属植物</u> （ <u>ライム及びレモン並びに付表第二及び別表二の付表第三十九</u> に掲げるものを除く。）及びユ	1 (略) 2 1の検査証明書又はその写しには、輸出国の政府機関により定められた作業計画に従い、次のいずれかの措置が行われ、かつ、 <i>Anastrepha fraterculus</i> （ミナミアメリカミバエ）に侵されていないことが特記されていること。 一 <i>Anastrepha fraterculus</i> （ミナミアメリカミバエ）が発生していない状態が維持されている地域として輸出国の政府機関が指定する地域において生産されること。 二 輸出国の政府機関が指定する処理施設において、 <i>Anastrepha fraterculus</i> （ミナミアメリカミバエ）を殺虫するために適切と認められる方法による処理が行われるこ	リスクアナリシスの結果に基づき、新たに追加する対象植物を規定。

	一ゲニア属植物の生果実	と。	
六 アメリカ合衆国 (ハワイ諸島を除く。以下この表において同じ。)、カナダ、エルサルバドル、グアテマラ、ニカラグア、ホンジュラス、メキシコ、ニュージーランド、ノーフォーク島	アルファルファ、さつまいも、せいようひるがお、そらまめ、 <u>こだちとまと</u> 、たばこ、てんさい、とうもろこし、トマト、 <u>いひば</u> 、はつかだいこん、ひまわり、レタス、くこ属植物、とうがらし属植物、なす属植物及びほおずき属植物の生茎葉及び生果実	1 (略) 2 1の検査証明書又はその写しには、 <i>Bactericera cockerelli</i> を発見するために適切と認められる方法による検査が行われ、かつ、 <i>Bactericera cockerelli</i> に侵されていないこと (<i>Bactericera cockerelli</i> について消毒を行った場合は、その旨を含む。) が特記されていること。	リスクアナリシスの結果に基づき、新たに追加する対象地域及び対象植物を規定。
十五 モンゴル、イタリア、ウクライナ、 <u>英国</u> 、 <u>エストニア</u> 、オーストリア、スイス、スウェーデン、スペイン、チェコ、デンマーク、ドイツ、ノルウェー、フィンランド、フランス、ベラルーシ、ポーランド、ラトビア、ロシア	(略)	1 (略) 2 1の検査証明書又はその写しには、 <i>Trioza apicalis</i> を発見するために適切と認められる方法による検査が行われ、かつ、 <i>Trioza apicalis</i> に侵されていないこと (<i>Trioza apicalis</i> について消毒を行った場合は、その旨を含む。) が特記されていること。	リスクアナリシスの結果に基づき、新たに追加する対象地域を規定。
十六 アイルランド、 <u>英国</u> 、 <u>チリ</u> 、 <u>ニュージーランド</u>	(略)	1 (略) 2 1の検査証明書又はその写しには、摂氏七十一度以上で七十五分以上又はこれと同等以上の効果を有すると認められる条件で熱処理が行わ	リスクアナリシスの結果に基づき、新たに追加する対象地域を規定。

		れ、かつ、 <i>Phytophthora kernoviae</i> に侵されていないことが特記されていること。	
十七 アイルランド、イタリア、英国、英領チャネル諸島、オランダ、ギリシャ、スイス、スウェーデン、スペイン、スロベニア、セルビア、デンマーク、ドイツ、ノルウェー、フィンランド、フランス、ベルギー、ポーランド、 <u>ポルトガル</u> 、 <u>リトアニア</u> 、 <u>ルクセンブルク</u> 、 <u>アメリカ合衆国</u> 、 <u>カナダ</u>	(略)	1 (略) 2 1の検査証明書又はその写しには、摂氏七十一度以上で七十五分以上又はこれと同等以上の効果を有すると認められる条件で熱処理が行われ、かつ、 <i>Phytophthora ramorum</i> に侵されていないことが特記されていること。	リスクアナリシスの結果に基づき、新たに追加する対象地域を規定。
十九 インド、インドネシア、 <u>大韓民国</u> 、タイ、台湾、中華人民共和国、イスラエル、トルコ、イタリア、ギリシャ、セルビア、ハンガリー、ナイジェリア、南アフリカ共和国、アメリカ合衆国、コスタリカ、ブラジル、オーストラリア、北マリアナ諸島、グアム	きゅうり、すいか、せいようかぼちや、とうがん、にほんかぼちや、ペポかぼちや、メロン及びゆうがおの <u>生植物（果実を除き、種子を含む。）</u> であつて栽培の用に供するもの	1 (略) 2 1の検査証明書又はその写しには、次のいずれかの措置が行われ、かつ、 <i>Acidovorax avenae</i> subsp. <i>citrulli</i> (スイカ果実汚斑細菌病菌) に侵されていないことが特記されていること。 一 <i>Acidovorax avenae</i> subsp. <i>citrulli</i> (スイカ果実汚斑細菌病菌) を発見するために適切と認められる方法による検査が行われていること。	リスクアナリシスの結果に基づき、新たに追加する対象地域及び対象植物を規定。

		二 核酸の塩基配列を検出するために適切と認められる方法による検査が行われていること。	
二十 <u>イスラエル、イタリア、エストニア、ギリシャ、スウェーデン、スペイン、ドイツ、ノルウェー、フィンランド、フランス、カナリア諸島、モロッコ、アメリカ合衆国、エルサルバドル、グアテマラ、ニカラグア、ホンジュラス、メキシコ、ニュージーランド</u>	あめりかぼうふう、 <u>おおぶどうほおずき、おらんだぜり</u> 、きだちとうがらし、こだちとまと、しまほおずき、セロリー、ソラヌム・エラエアグニフォリウム、ソラヌム・ドウルカマラ、 <u>たばこ、チャービル</u> 、とうがらし、トマト、ながぼくこ、なす、にんじん及びばれいしよの生植物（種子及び果実を除く。）であつて栽培の用に供するもの	1 (略) 2 1の検査証明書又はその写しには、核酸の塩基配列を検出するために適切と認められる方法による検査が行われ、かつ、 <i>Candidatus Liberibacter solanacearu</i> に侵されていないことが特記されていること。	リスクアナリシスの結果に基づき、新たに追加する対象地域及び対象植物を規定。
二十一 <u>大韓民国、中華人民共和国、トルコ、イタリア、ギリシャ、スペイン、スロベニア、フランス、ポルトガル、チリ、オーストラリア、ニュージーランド</u>	キウイフルーツ、さるなし、 <u>しまさるなし</u> 及びみやままたたびの生植物（種子及び果実を除き、花粉を含む。）であつて栽培の用に供するもの	1 (略) 2 1の検査証明書又はその写しには、次のいずれかの措置が行われ、かつ、 <i>Pseudomonas syringae</i> pv. <i>actinidiae</i> biovar3 に侵されていないことが特記されていること。 一 花粉については、輸出国の政府機関が指定する <i>Pseudomonas syringae</i> pv. <i>actinidiae</i> biovar3 が発生し	リスクアナリシスの結果に基づき、新たに追加する対象地域及び対象植物を規定。

		<p>ていない生産園地において生産され、かつ、核酸の塩基配列を検出するために適切と認められる方法による検査が行われること。</p> <p>二 花粉以外の生植物については、<i>Pseudomonas syringae</i> pv. <i>actinidiae</i> biovar3 が発生していない状態が維持されている地域として輸出国の政府機関が指定する地域において生産されること。</p>	
<p>二十三 台湾、イラン、トルコ、イタリア、<u>スペイン</u>、フランス、アメリカ合衆国、カナダ、アルゼンチン、エクアドル、コスタリカ、パラグアイ、ブラジル、ベネズエラ、メキシコ</p>	<p>アエスクルス・ヒブリダ、<u>アカシア・サリグナ</u>、<u>アガティス・アウストラリス</u>、<u>アボカド</u>、<u>あめりかえのき</u>、<u>あめりかさいかち</u>、<u>あめりかすずかけのき</u>、<u>あめりかなずおう</u>、<u>あめりかむらさきしきぶ</u>、<u>あめりかやまぼうし</u>、<u>アルテミシア・ダグラシアナ</u>、<u>アルヌス・ロンビフォリア</u>、<u>アレクトリオン・エクスケルスス</u>、<u>あれちのぎく</u>、<u>アンペロプシス・アルボレア</u>、<u>アンペロプシス・コルダタ</u>、<u>アンティリス・ヘルマニアエ</u>、<u>イウ</u></p>	<p>1 (略)</p> <p>2 1の検査証明書又はその写しには、適切な血清学的診断法又は核酸の塩基配列を検出するために適切と認められる方法による検査が行われ、かつ、<i>Xylella fastidiosa</i> に侵されていないことが特記されていること。</p>	<p>リスクアナリシスの結果に基づき、新たに追加する対象地域及び対象植物、並びに削除する対象地域を規定。</p>

	<p><u>ア・アンヌア</u>、いちじく、いちよう、いわだれそう、<u>ウイテクス・ルケンス</u>、<u>ウエストリンギア・グラブラ</u>、<u>ウエストリンギア・フルティコサ</u>、<u>うらじろあかめがしわ</u>、<u>エウカリプツス・カマルドゥレンシス</u>、<u>エウカリプツス・グロブルス</u>、<u>エウリオプス・クリサンテモイデス</u>、<u>えぞのへびいちご</u>、<u>エレモフィラ・マクラタ</u>、<u>エンケリア・ファリノサ</u>、<u>お</u><u>おあれちのぎく</u>、<u>お</u><u>きなわすずめうり</u>、<u>おとめふうろ</u>、<u>オリガヌム・マヨラナ</u>、<u>オリーブ</u>、<u>かなむぐら</u>、<u>カマエクリスタ・ファスキクラタ</u>、<u>からたち</u>、<u>カリコトメ・ビルロサ</u>、<u>かりふおるにあすずかけのき</u>、<u>キスツス・クレティクス</u>、<u>キスツス・サルウィーフオリウス</u>、<u>キスツス・モンスペリエンシス</u>、<u>キティスス・ビルロスス</u>、<u>くろぼとべら</u>、<u>くろみぐわ</u>、<u>ゲニスタ・コルシカ</u>、<u>ゲニスタ・モンस्पessラーナ</u>、<u>ケルキス・オッキデンタリス</u>、<u>こしようぼく</u>、<u>こせんだんぐさ</u>、</p>		
--	---	--	--

	<p>コプロスマ・レペン ス、<u>コプロスマ・ロブ</u> <u>スタ</u>、<u>コリノカルプ</u> <u>ス</u>・<u>ラエウイガツス</u>、 <u>コロキア</u>・<u>コトネア</u> <u>ステル</u>、<u>コロキア</u>・<u>マ</u> <u>クロカルパ</u>、<u>サルウ</u> <u>ィア</u>・<u>アピアナ</u>、<u>サル</u> <u>ウィア</u>・<u>メツリフェ</u> <u>ラ</u>、<u>さるすべり</u>、<u>ジャ</u> <u>カランダ</u>・<u>ミモシフ</u> <u>オリア</u>、<u>しろぎ</u>、<u>しん</u> <u>のうやし</u>、<u>すいかず</u> <u>ら</u>、<u>せいようきづた</u>、 <u>せいようきようちく</u> <u>とう</u>、<u>せいようずお</u> <u>う</u>、<u>せねがるやし</u>、<u>ソ</u> <u>リダゴ</u>・<u>フィスツロ</u> <u>ーサ</u>、<u>たいさんぼく</u>、 <u>たわだぎく</u>、<u>チタル</u> <u>パ</u>・<u>タシュケンテン</u> <u>シス</u>、<u>つるうめもど</u> <u>き</u>、<u>ティランジア</u>・<u>ウ</u> <u>スネオイデス</u>、<u>テー</u> <u>ダまつ</u>、<u>とうぐわ</u>、<u>な</u> <u>んてん</u>、<u>にちにちそ</u> <u>う</u>、<u>ニューサイラン</u>、 <u>のぶどう</u>、<u>はいきん</u> <u>ぼうげ</u>、<u>バージニア</u> <u>づた</u>、<u>バーベナ</u>・<u>リト</u> <u>ラリス</u>、<u>ハロラギス</u>・ <u>エレクタ</u>、<u>ピスタシ</u> <u>オノキ</u>、<u>ピットスポ</u> <u>ルム</u>・<u>ウンベラツム</u>、 <u>ピットスポルム</u>・<u>エ</u> <u>ウゲニオイデス</u>、<u>ピ</u> <u>ットスポルム</u>・<u>クラ</u> <u>ツシフオリウム</u>、<u>び</u> <u>ろうどとねりこ</u>、<u>フ</u> <u>ァグナロン</u>・<u>サクサ</u></p>		
--	---	--	--

	<p>チレ、フィリレア・ラ ティフォーリア、フ オルミウム・クッキ アヌム、ふさあかし あ、ぶな、ペカン、ヘ テロメレス・アルブ ティフォーリア、ヘリ クリスム・イタリク ム、ホホバ、ポリガラ ・ミルティフォーリア 、マルウア・パルウイ フロラ、マルビウム・ ウルガレ、まんねん ろう、ミオポルム・ラ エツム、むくげ、むく ろじ、メリコペ・テル ナタ、メリタ・シンク ライリー、もみじば ふう、ヤポンノキ、ユ グランズ・カリフォ ルニカ、ユニペルス・ アシェイ、ゆりのき、 ようしゆきだちるり そう、ラティビダ・コ ルムナリス、レダマ、 レッドマルベリー、 ロサ・カニナ、ロサ・ カリフォルニカ、ロ サ・フロリブンダ、エ リシムム属植物、お おふともも属植物、 おらんだふうろ属植 物、かえで属植物、き いちご属植物、きん かん属植物、くわが たそう属植物、こな ら属植物、コーヒー ノキ属植物、さくら 属植物、すのき(こけ もも)属植物、ストレ</p>		
--	--	--	--

	<p>プトカルパス属植物、<u>せんねんぼく属植物</u>、つるにちにちそう属植物、<u>とねりこ属植物</u>、なし属植物、<u>にれ属植物</u>、<u>にわとこ属植物</u>、<u>バッカリス属植物</u>、<u>ぶどう属植物</u>、<u>へーべ属植物</u>、<u>ペラルゴニューム属植物</u>、<u>みかん属植物</u>、<u>やなぎ属植物</u>、<u>ラウアンドウラ属植物</u>及び<u>びわすれぐさ属植物</u>の生植物（種子及び果実を除く。）であつて栽培の用に供するもの</p>		
<p>二十四 <u>インド</u>、<u>中華人民共和国</u>、<u>バングラデシュ</u>、<u>アフガニスタン</u>、<u>イスラエル</u>、<u>イラン</u>、<u>トルコ</u>、<u>イタリア</u>、<u>ウクライナ</u>、<u>英国</u>、<u>オーストリア</u>、<u>オランダ</u>、<u>ギリシャ</u>、<u>クロアチア</u>、<u>スペイン</u>、<u>スロベニア</u>、<u>チェコ</u>、<u>ドイツ</u>、<u>フランス</u>、<u>ベラルーシ</u>、<u>ベルギー</u>、<u>ポーランド</u>、<u>マルタ</u>、<u>モンテネグロ</u>、<u>ロシア</u>、<u>エジプト</u>、<u>ガーナ</u>、<u>ナイジェリア</u>、<u>アメリカ合衆国</u>、<u>コスタリカ</u>、<u>手ガ</u>、<u>ドミニカ共和国</u>、<u>ベネズエラ</u>、<u>ペルー</u>、<u>メキシコ</u>、<u>オーストラリア</u>、<u>ニュージーランド</u></p>	<p>とうがらし、<u>トマト</u>、<u>はりなすび</u>、<u>ばれいしよ</u>及び<u>ペチュニア属植物</u>の種子であつて栽培の用に供するもの並びに<u>アトリプレクス・セミルナリス</u>、<u>アボカド</u>、<u>いぬほおずき</u>、<u>おおせんなり</u>、<u>コニザ・ボナリエンシス</u>、<u>しまほおずき</u>、<u>ストレプトソレン・ジェイムソニー</u>、<u>せんなりほおずき</u>、<u>ソラヌム・ラントネッティー</u>、<u>ダツラ・レイクハルティー</u>、<u>タマサngo</u>、<u>つるはななす</u>、<u>とうがらし</u>、<u>トマト</u>、<u>はりなすび</u>、<u>ばれいしよ</u>、<u>ペピーノ</u>、<u>ラゴディア・エレマエア</u>、<u>カリブラコア属植物</u>、<u>ケストルム属植物</u>、<u>ダリア属植物</u></p>	<p>1 (略) 2 1の検査証明書又はその写しには、核酸の塩基配列を検出するために適切と認められる方法による検査が行われ、かつ、<i>Potato spindle tuber viroid</i> (ジャガイモやせいもウイロイド) に侵されていないことが特記されていること。</p>	<p>リスクアナリシスの結果に基づき、新たに追加する対象地域及び対象植物、並びに削除する対象地域を規定。</p>

	物、ブルグマンシア属植物及びペチュニア属植物の生植物（種子及び果実を除く。）であつて栽培の用に供し得るもの		
二十五 中華人民共和国、シリア、トルコ、アイルランド、イタリア、英国、オーストリア、オランダ、キプロス、ギリシャ、スイス、スウェーデン、スペイン、チェコ、デンマーク、ドイツ、ハンガリー、 フィンランド 、フランス、ブルガリア、ベルギー、ポーランド、リトアニア、カナリア諸島、南アメリカ共和国、モロッコ、アメリカ合衆国、カナダ、エクアドル、チリ、ペルー、メキシコ	トマトの種子であつて栽培の用に供するもの並びにあらげしゆんぎく、いぬほおずき、エキウム・クレティクム、エキウム・フミレ、きだちたばこ、けちようせんあさがお、ケノポディウム・ムラレ、コニザ・アルビダ、シシンブリウム・イリオ、タラクサクム・ウルガレ、ディプロタクシス・エルコイデス、トマト、バツシア・スコパリア、ばれいしよ、ピプタテルム・ムルティフロルム、ひろはひるがお、ペピーノ、ほんきんせんか、めぼうき、モリカンディア・アルウエンシス、ようしゆきだちるりそう、おおばこ属植物、オノポルドウム属植物、ぎしぎし属植物、コロノプス属植物、せいようひるがお属植物、ぜにあおい属植物、のげし属植物及びひゆ属植物の生植物（種子及び果実を除く。）であつて栽培の用に供し得るもの	1 (略) 2 1の検査証明書又はその写しには、適切な血清学的診断法又は核酸の塩基配列を検出するために適切と認められる方法による検査が行われ、かつ、 <i>Pepino mosaic virus</i> に侵されていないことが特記されていること。	リスクアナリシスの結果に基づき、新たに追加する対象地域及び対象植物、並びに削除する対象地域を規定。
二十七 削除 カナダ 、 メキシコ	ソラヌム・カルディオフィルム及びトマトの生植物（種子及	± 輸出国の政府機関により発行され、かつ、その検	分類の変更により有効な学

	び果実を除く。)であつて栽培の用に供し得るもの	査の結果検疫有害動植物が付着していないことを確かめ、又は信ずる旨を記載した検査証明書又はその写しを添付してあるものであること。 2 1の検査証明書又はその写しには、核酸の塩基配列を検出するために適切と認められる方法による検査が行われ、かつ、 <i>Mexican papita viroid</i> に侵されていないことが特記されていること。	名ではなくなつたため、検疫有害動植物から削除。
二十九 (略)	(略)	1 (略) 2 1の検査証明書又はその写しには、核酸の塩基配列を検出するために適切と認められる方法による検査が行われ、かつ、 <i>Tomato chlorotic dwarf viroid</i> (トマト退緑萎縮ウイルス) に侵されていないことが特記されていること。	和名の追加を反映。
三十一 <u>カナダ、メキシコ</u>	<u>ソラヌム・カルディオフィルム及びトマトの生植物</u> (種子及び果実を除く。)であつて栽培の用に供し得るもの	(略)	分類の変更により、新たに追加する対象地域及び対象植物を規定。
三十二 <u>インド、台湾、中華人民共和</u>	<u>エリトラエア・ケンタウレウム、エリト</u>	1 <u>輸出国の政府</u>	<u>リスクアナリシスの結果に</u>

<p>国、イスラエル、トルコ、アゼルバイジャン、イタリア、ウクライナ、英国、オランダ、クロアチア、コソボ、ジョージア、スイス、スペイン、スロベニア、セルビア、デンマーク、ドイツ、ノルウェー、ハンガリー、フランス、ポーランド、ボスニア・ヘルツェゴビナ、ポルトガル、マケドニア旧ユーゴスラビア共和国、モンテネグロ、ロシア、アメリカ合衆国、カナダ、アルゼンチン、オーストラリア</p>	<p>ラエア・ロクスバリ、ケンタウリウム・プルケルム、とるこぎきょう、ブラクストニア・インペルフォリアタ、ブラクストニア・セロティナ及びブラクストニア・ペルフォリアタの生植物（果実を除き、種子を含む。）であつて栽培の用に供するもの</p>	<p>機関により発行され、かつ、その検査の結果検疫有害動植物が付着していないことを確かめ、又は信ずる旨を記載した検査証明書又はその写しを添付してあるものであること。</p> <p>2 1の検査証明書又はその写しには、次のいずれかの措置が行われ、かつ、<i>Peronospora chloerae</i>に侵されていないことが特記されていること。</p> <p>一 種子については、<i>Peronospora chloerae</i>が発生していない状態が維持されている地域として輸出国の政府機関が指定する地域において生産されること。</p> <p>二 種子以外の生植物については、輸出国の政府機関が指定する<i>Peronospora chloerae</i>が発生していない栽培施設において生産されること。</p>	<p>基づき、新たに追加する除外基準、その対象地域及び対象植物を規定。</p>
---	---	--	---

2. 付表について、次のとおり新たに追加する（下線部が追加箇所、取消線が

削除箇所)。

付表

- 一 メキシコから発送され、別表二の二の一の項に定める他の地域を經由しないで輸入されるぶどうの生果実
- 二 メキシコから発送され、別表二の二の一の項に定める他の地域を經由しないで輸入されるみかん属植物の生果実
- 三 メキシコから発送され、別表二の二の一の項に定める地域を經由しないで輸入されるきいちご属植物の生果実
- 四 メキシコから発送され、別表二の二の一の項に定める地域を經由しないで輸入されるすのき（こけもも）属植物の生果実